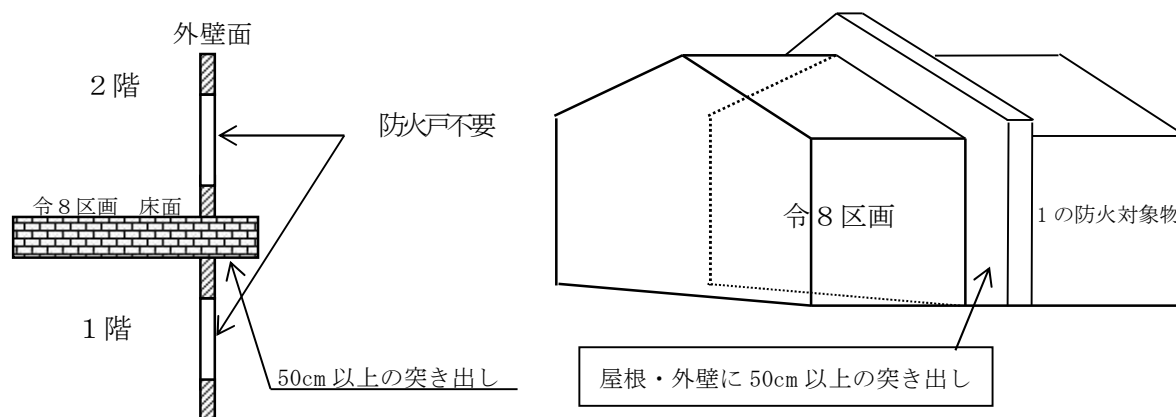
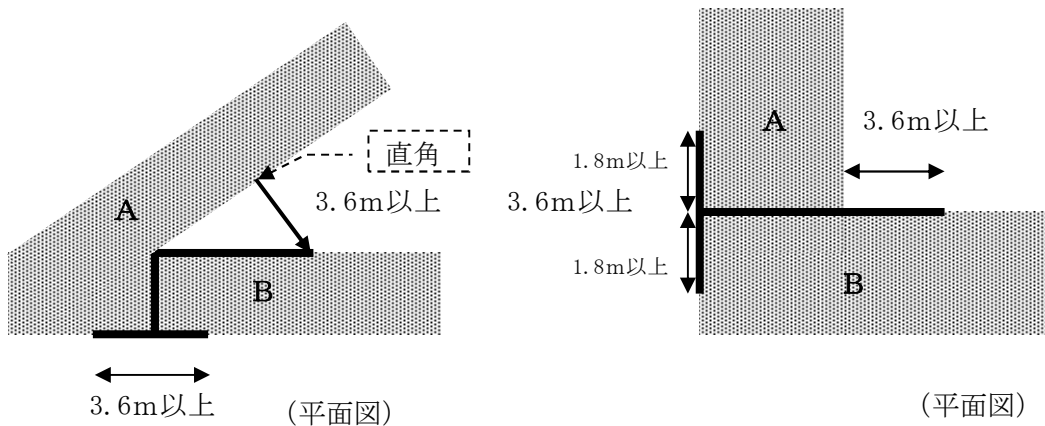
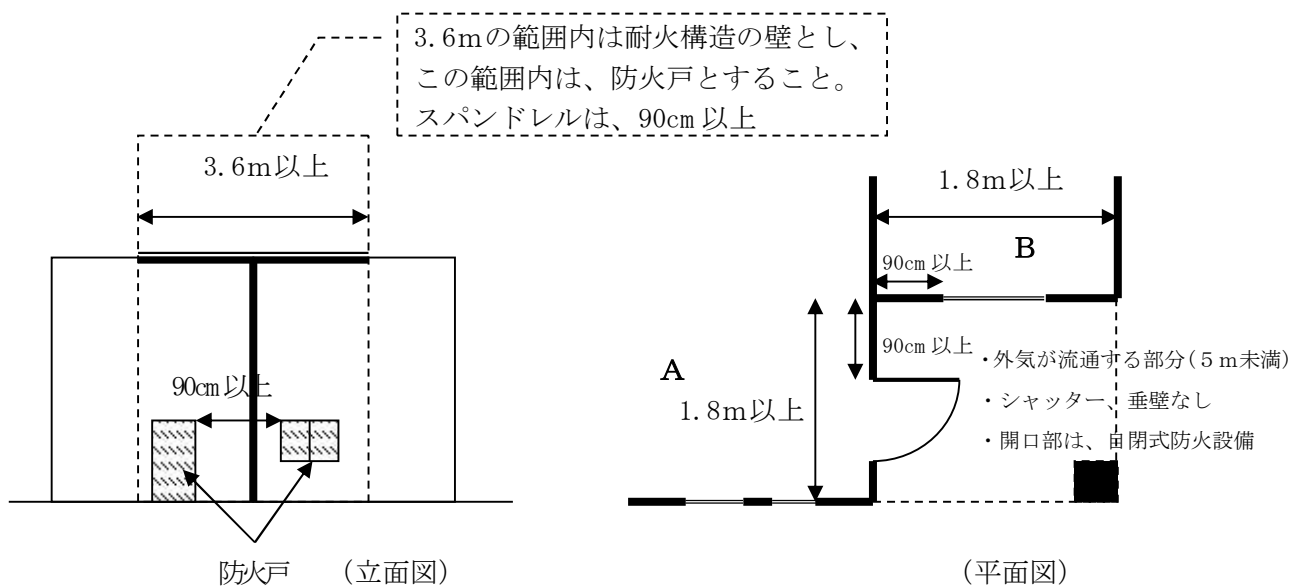
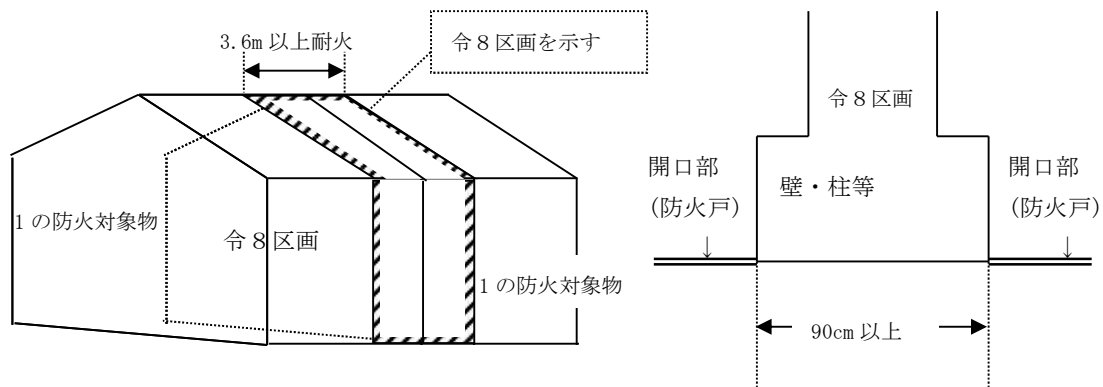


第8 政令第8条区画

平成7年3月31日付け消防予第53号において、政令第8条区画（以下「令8区画」という。）が明確化されたので、その運用については、次によるものとする。

- 1 令8区画の構造は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされている。
この令8区画に求められる構造上の要件は、次のとおりとする。
 - (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢、かつ、容易に変更できない耐火構造であること。
軽量気泡コンクリートについても、容易に変更できないことが想定される場合にあつては、認めて差し支えないものであること。
 - (2) 壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォールについては、前（1）に該当するものとして取り扱うものであること。
 - (3) 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。
 - (4) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面（外壁がなく床面積が発生している場合については、当該端部を基準とすること。）又は屋根面から50センチメートル以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6メートル以上（原則として令8区画を介してそれぞれ1.8メートルとなることが望ましいものであること。◆）にわたり耐火構造（建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に1時間以上耐える性能を有するもので差し支えない。）であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りではない。
 - ア 開口部が設けられていないこと。
 - イ 開口部を設ける場合には、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部（面積の小さい通気口、換気口等を含む。）相互が令8区画を介して90センチメートル以上離れていること。





(5) 令8区画を貫通する配管は、原則として認められない。ただし、必要不可欠な配管で、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部分が、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあつては、当該区画の貫通が認められる。

この場合、当該貫通部は、次の事項を確認すること。

- ア 配管の用途は、原則として、給排水管(附属する通気管を含む。)であること。
- イ 1の配管は、呼び径200ミリメートル以下のものであること。
- ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径は、300ミリメートル以下であること。

と。

なお、当該貫通部の形状が矩形の場合には、直径が 300 ミリメートルの円に相当する面積（約 700 平方センチメートル以下）以下であること。

エ 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が 200 ミリメートル以下の場合にあっては、200 ミリメートル）以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとることが望ましい◆。

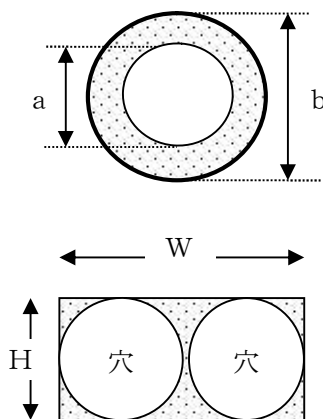
オ 配管及び貫通部は、一体で、建基政令第 107 条第 1 号の通常の火災時の加熱に 2 時間以上耐える性能を有するものであること。

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

〈例図〉 令 8 区画を貫通する配管等

(1) 令 8 区画に設ける穴と配管



a : 配管直径 \leq 200 mm

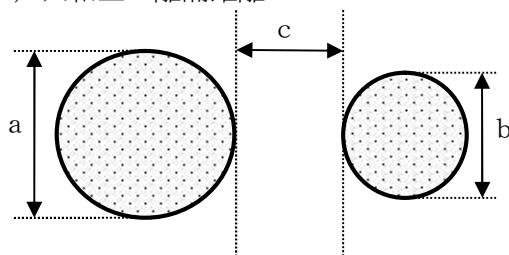
b : 穴の直径 \leq 300 mm

矩形の場合は直径 300 mm の円に相当する面積（矩形約 700 c m²）以下

矩形面積（ $W \times H \leq$ 矩形約 700 c m²）

（穴相互の離隔距離が下記（2）以下の場合、矩形面積で約 700 c m²以下に限る。）

(2) 穴相互の離隔距離



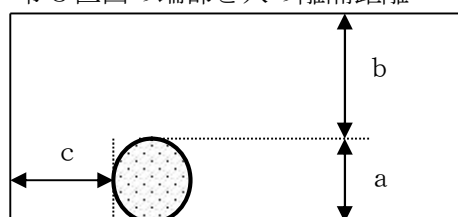
a : 穴の直径 \leq 300 mm

b : 穴の直径 \leq 300 mm

c : 穴の相互の離隔距離

- $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$
- $c \geq 200 \text{ mm}$

(3) 令 8 区画の端部と穴の離隔距離



b 及び c は、a の直径（a が 200 mm 以下の場合には 200 mm）以上とすることが望ましい。◆